

## 平成27年度第1回北区総合教育会議 議事録

日 時：平成27年5月12日（火）午前11時00分～午後0時12分

場 所：北区議会第2委員会室（北区役所第一庁舎4階）

### 1 開 会

### 2 会議事項

- (1) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正概要及び総合教育会議の設置について
- (2) 北区における教育の課題について
- (3) 北区における子育て施策の課題について
- (4) その他

### 3 閉 会

出席者 花川與惣太区長            檜垣昌子教育委員会委員長  
         嶋谷珠美委員            森岡謙二委員            森下淑子委員  
         加藤和宣委員            内田 隆教育長

### 関係理事者

依田政策経営部長    栗原子ども家庭部長    田草川教育委員会事務局次長  
木村学校適正配置担当部長  
難波教育指導課長    茅根学校地域連携担当課長    野尻学校支援課長  
坂本学校改築施設管理課長  
馬場子ども家庭部副参事（子ども・子育て施策担当）  
長沼子育て支援課長    大石飛鳥山博物館長  
坪井スポーツ施策推進担当課長    堀田生涯学習・スポーツ振興課長  
浅香教育委員会事務局副参事（教育改革・教育支援担当）  
関谷学校適正配置担当課長  
山本中央図書館長    筒井企画課長    登利谷教育政策課長（参事）

## 議事内容

### ○政策経営部長

それでは、ただいまから第1回北区総合教育会議を開会いたします。

私は、進行を務めさせていただきます北区政策経営部長の依田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の会議は1時間程度を予定しております。会議が円滑かつ効果的に運営できますように庶務的な進行は事務局のほうで担当させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

また、本日、ジェイコム東京北より録画及び取材の申し出が来ております。

本来、この会議の運営が決まってから許可とするものですが、申し出を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

### ○政策経営部長

ありがとうございます。

それでは、許可することといたしたいと存じます。

では、初めに、花川区長より挨拶を申し上げます。

### ○区長

皆様こんにちは。よろしくお願ひいたします。

本日は、第1回の総合教育会議ということで、教育委員の皆様方には、大変お忙しい中、こうしてお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

また、檜垣委員長さんを初め、各委員の皆様方には、平素から北区の子どもたちの教育の充実のためにご尽力をいただき心より感謝申し上げます。

私も、区長を4期、13年目に入ったわけではありますが、公約としておりました「人が、まちが、未来が輝くふるさと北区」の実現に向けて全力を傾ける覚悟であります。

中でも、北区の未来が輝くものとなるためには、「子育てするなら北区が一番」、「教育先進都市・北区」の実現に向け、力強く、さまざまな取り組みを推進していくことが非常に大切だと思っております。

さて、この総合教育会議ですが、教育に関する予算の編成、執行や条例提案など、重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層、区民の皆さんのご意見を反映した教育行政の推進を図ることを目的に開催するものでございます。

首長と教育委員会の間で、平素から円滑な情報共有のできる関係を築き、十分な連携のもと、未来を担う子どもたちの教育に取り組むべきということだと思っております。

この会議では、首長と教育委員会で協議をし、教育の振興に関する施策の大綱の策定や教育条件の整備等、重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命、身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置等について協議、調整を行うこととされています。

大綱の策定については、第2回で具体的に議論する予定でございますが、児童・生徒等

の生命、身体保護等、緊急の事態が起きたときは、速やかに会議を招集させていただき、対策を講じていくことになります。

このような事態が起きないことが一番ですが、危機管理の視点から万が一の事態に備え、この会議のメンバーが平素から顔の見える関係をつくり、コミュニケーションをよくしておくことが重要です。改正された法律の施行が平成27年4月1日でしたので、危機管理体制の意味を持つこの会議をできる限り早く開催したいと思っておりました。

本日は、第1回ということですので、北区の教育の現状と課題を共有し、さらには区長部局と教育委員会の連携などについて議論を深めていきたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、活発なるご議論を賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

#### ○政策経営部長

続きまして、檜垣東京都北区教育委員会委員長よりご挨拶をお願いいたします。

#### ○檜垣委員長

ただいまご紹介いただきました北区教育委員会委員長の檜垣昌子でございます。教育委員会を代表いたしまして、一言ご挨拶させていただきます。

先ほど、花川区長さんからもお話がございましたが、この総合教育会議は、区長と教育委員会が連携、協力を深め、地域の教育政策の課題や方向性を共有しながら教育行政の推進を図っていくために新たに設置されたものと理解しております。

北区教育委員会におきましては、これまでも区長部局と十分な連携を図りながら教育行政を推進してまいりましたが、総合教育会議が新たに設置された趣旨を踏まえまして、区長部局となお一層緊密に連携して取り組みを進めてまいり所存です。

教育を取り巻く状況は、今、大きな変革の時期を迎えております。グローバル化の進展や情報通信機器技術の進歩などに伴い、まさに地球規模で、変化の激しい、予測が困難な社会をたくましく生き抜いていける力を持った人間を育てていくことが、これからの教育に期待されております。

北区教育委員会では、教育を取り巻く環境の変化と、それに伴う諸課題に適切に対応していくために、まなび、ささえ、つなぐを三つの視点とした北区教育ビジョン2015をこの3月に策定いたしました。

北区教育委員会といたしましても、この教育ビジョンの推進に全力で取り組み、教育先進都市・北区の実現を図ってまいりたいと思っております。

本日はよろしくお願いいたします。

#### ○政策経営部長

ありがとうございました。

それでは、会議事項に入ります前に、配付資料の確認を事務局からお願いします。

#### ○企画課長

事務局の企画課長筒井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、配付資料の確認をさせていただきます。

まず一番上でございますけれども、本日、第1回北区総合教育会議の次第でございます。次に、北区総合教育会議構成員の名簿がございます。次に、本日の北区総合教育会議の配席図でございます。次に、こちらはA3判のものを折った形になっておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要版でございます。次に、北区総合教育会議設置要綱の案でございます。こちらはA4判でございますが、裏表両面刷りになってございます。次に、北区教育ビジョン2015の概要版ということで、こちらはカラーのパンフレットでございます。

そして、次に、A4判の横の資料になりますが、2(3)資料1と書いてあるものでございまして、幼稚園・保育園歳児別在籍数というものでございます。こちらを席上に配付させていただきます。

次に、2(3)資料2と書いてあるものでございまして、子ども・子育て支援新制度の概要というもので、こちらはホチキスどめをしてあります2枚組のものとなっております。

そして最後に、北区基本計画2015、北区経営改革プラン2015の概要版という冊子をお配りしております。

事前に配付させていただいたものもございしますが、もし不足のものがございましたら事務局までお申しつけください。いかがでしょうか。

以上です。

#### ○政策経営部長

ありがとうございました。

それでは、会議事項に入りたいと存じます。ここからはご発言いただく際も着座のままをお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、会議事項の(1)「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正概要及び総合教育会議の設置について、事務局から説明をお願いします。

#### ○企画課長

それでは、私からご説明をさせていただきます。

初めに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律の概要についてご説明をさせていただきます。

お配りしておりますA3判の資料をごらんいただきたいと存じます。

まず、この法律でございますが、平成26年6月20日に公布されまして、本年、平成27年4月1日より施行となったものでございます。

表紙のところの中ほどにもございますように、教育の中立性、継続性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るといったことを目的に改正されたものでございます。

ポイントが四つございます。恐れ入ります、資料をお開きください。A3資料の中側をごらんいただきたいと存じます。

ポイントが四つございまして、まず一つ目でございます。教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置でございます。

教育長につきましては、この法律改正によりまして議会の同意を得て首長が直接任命することとなっております。このことによりまして、首長の任命責任でございますとか、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するという一方で、第一義的な責任者が教育長であるということなどが明確化されるということでございます。

次にポイントの二つ目でございます。教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化ということでございます。

このことによりまして教育委員会の審議が活性化されるといったものでございます。

次に右のページにまいりまして、ポイントの三つ目でございます。すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置するというものでございます。

こちらは首長が招集いたしまして、首長と教育委員会を構成員とする会議体として、この総合教育会議を設置するといったものでございます。

目的につきましては、先ほど区長からのお話にもありましたけれども、区長と教育委員会が相互の連携をさらに強化するとともに、教育に関する課題やあるべき姿を共有することで、教育行政の一層の推進を図るためといったものでございます。

そして、最後ポイントの四つ目でございますが、教育に関する「大綱」を首長が策定するといったものでございます。

この大綱でございますが、教育の目標や施策の根本的な方針、教育基本法第17条第2項に規定する基本的な方針を参酌して定めるといったものでございます。

教育振興計画、北区の場合では「北区教育ビジョン」というように言っておりますけれども、こちらを定めている場合、その中の目標ですとか施策の根本となる方針の部分がこの大綱に該当すると位置づけることができるというようにも考えられることから、区長がこの総合教育会議におきまして、教育委員会と十分協議、調整した上で、当該計画をもって大綱にかえるということも可能というものでございます。

こちらは補足の説明をさせていただきました。

雑駁でございますが、以上が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要でございます。

続きまして、北区総合教育会議設置要綱の案について説明させていただきたいと思っております。

北区総合教育会議設置要綱（案）をごらんいただきたいと存じます。

まず、第1条の設置でございます。

先ほどご説明いたしました法律の改正を受けまして、区長と東京都北区教育委員会が円滑に意思疎通を図り、教育目標を共有しながら、連携して教育行政を推進していくために設置していくというものでございます。

第2条にまいりまして、所掌事項でございますが、一つ目が、教育を行うための諸条件の整備、その他、地域の実情を踏まえた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策。二つ目といたしまして、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合などの緊急の場合に講ずべき措置ということになっております。

第3条では、会議の構成を示しておりまして、区長と教育委員会をもって構成することとしております。

第4条では、会議は、区長が招集するものということとしてございます。

第5条にまいりまして、意見聴取でございますが、協議を行うに当たりまして、必要な場合は関係者、学識経験者等の出席を求めることができるというようにしてございます。

第6条につきましては、会議の公開についてでございますが、会議は原則公開としてございまして、第8条におきまして、議事録についても原則公開するものということで規定をしております。

第7条は、会議の傍聴についての規定でございます。

裏面をごらんいただきまして、第9条にまいります。こちらは会議におきまして調整された事項につきましては、その調整結果を尊重するものということで規定をしております。

第10条は事務局ということで、政策経営部企画課ということにさせていただいております。

最後、付則についてでございます。こちらは今の内容を委員の皆様にお諮りし、ご了承を得た後に施行となるため、本要綱の施行の日を本日5月12日というようにしております。

以上が要綱の案についての説明です。

以上です。

#### ○政策経営部長

ただいま事務局から説明のありました法律の改正概要及び要綱（案）について、何かご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、要綱（案）についてもご了承ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

#### ○政策経営部長

ありがとうございます。

それでは、案を削除いただきまして、会議の運営につきましては、今後この要綱に基づいて行ってまいりたいと存じます。

それでは、会議事項の（2）北区における教育の課題について、内田教育長より説明をお願いいたします。

#### ○教育長

改めまして皆様おはようございます。どうぞよろしく願いいたします。

私からは、教育委員会が所管をいたします学校教育、生涯学習、スポーツ振興のうち、時間の制約もございますので、本日は、学校教育にかかわる現状と課題を中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

教育先進都市・北区が目指します教育の目標は、地域社会の一員としての自覚のもと、ふるさと北区に誇りを持ち、自らの力で人生を切り拓き、広く国際社会に貢献することの

できる心身ともに健康で文化的な資質を持つ人間の育成であります。育成に当たりましては、三つの視点を踏まえつつ進めてまいりたいと考えています。

まず、自ら学び考え行動する力の育成です。

次に、地域を支え、社会に貢献できる人材の育成です。

そして、三つ目が、世代を超えてつながる学びの創造です。

先を見通すことの難しい時代において、生涯を通じて不断に学び、考え、予想外の事態を乗り越えながら、自らの人生を切り拓き、よりよい社会づくりに貢献していくことができる人間を育てることが必要です。その基礎を培うのが区立小・中学校及び幼稚園であるとと考えています。

教育の目的が人を育てることにあるならば、育てる人の質が問われるのは当然で、学校教職員の資質と能力の向上は、最大、最重要な課題の一つであると考えています。

しかしながら、ひとり学校の努力のみで課題の解決を図ることは困難であることも事実です。家庭や地域とのさらなる連携と協力が必要です。

私どもといたしましては、地域に根差した教育を推進し、地域社会全体で子どもを育てる取り組みの実施と、子どもの発達段階に応じた支援の仕組みづくりが必要になっていると認識をしているところです。

まず、知育についてですけれども、今、ゆとりか詰め込みかという知識の量を問う考え方から、社会で活動していくために必要な真の学ぶ力を養うという考え方への転換が求められています。

子どもたちには、まず知識・技能を習得し、次に、知識・技能を活用してみずから課題を発見し、その解決に向けて探求し、成果等を表現するために必要な思考力、判断力、表現力等の能力を養い、さらに、主体性を持って多様な人々と共同して学習する態度を身につけさせる必要があります。

そのため、学校教育においては、指定校制度と学校ファミリーを基盤とした一貫教育を推進してまいります。

北区では、小1プロブレム及び中1ギャップの解消や未然防止を図るために保育園、幼稚園、小学校間の連携・協力と円滑な接続を目的とした「きらきら0年生応援プロジェクト」の実施や、学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育を推進してまいりました。

小中一貫教育については、教育ビジョン2015策定に関するアンケート調査報告書を見ますと、中1ギャップの解消に対する関心が最も高く、次いで、学力向上について重点的に取り組むべきとの回答が続いています。

義務教育9年間で円滑に接続させることで確かな学力の定着を図るとともに、中1ギャップから生じる学習意欲の低下や不登校問題等、児童・生徒の指導上の課題解決に取り組んで、知・徳・体の調和のとれた生きる力の育成を図り、中学校卒業後の将来をも見据えた教育活動を推進していく必要があります。

このたび、指定校制度を維持しつつ、学校ファミリー制度を基盤とした施設一体型の小中一貫校の設置に向けた検討を始めましたけれども、これまで北区が積み重ねてまいりました小中一貫教育に係る研究、実践の成果をさらに発展させ、新たな段階へと一歩を進めるためのものです。

次に、徳育についてです。

道徳の特別な教科化や検定教科書の使用、指導の成果の評価のあり方が検討され、実施に移されようとしています。

本年4月1日、東京都北区いじめ防止条例が施行されました。いじめの根絶に向けては、児童・生徒に生命や人権の尊重、思いやりの心、協力し合う協働の心、責任感など豊かな心の涵養に努める必要があります。

道徳教育は、児童・生徒がグローバル化する21世紀をたくましく生き抜くためにも、また、一人の人間として自分らしく生きていくためにも、さらに、社会参加をする中で自分のしたいことや仕事など、自己実現をしていくためにも、その基盤としての道徳性を養うことが必要であると考えているところです。

最後に、体育についてです。

総務省が、4月17日に都道府県別の人口増加率を発表しましたが、東京都が2年連続で第1位となりました。地方創生が言われる中、これが東京一極集中の現実です。人が集まり密度が高まれば、飛んだり跳ねたり投げたり走ったりした広場や野山は宅地化され、土はアスファルトに覆われて車が走り、子どもの体力は低下します。

体力テストの結果を見ても、近年、北区の子どもの体力低下は明らかです。だからこそ、学校体育の役割が一層重要になってきていると言えます。

オリンピック・レガシーという言葉があります。オリンピック招致、開催により築いた有形・無形のレガシー（遺産）を、いかに次世代に継承するかという意味で、オリンピック憲章にも、IOCの使命という役割として明記されています。

幼年期、少年期に育まれた基礎的な体力が、その後の人生に継承され生かされる大切な財産と考えれば、学校体育、スポーツは将来にわたる人づくりそのものと言えます。

平成26年度から稲付中学校サブファミリーの稲付中、清水小、三岩小、梅木小が、さらに、今年度新たに王子第五小学校、荒川小学校、堀船小学校、としま若葉小学校、そして滝野川第四小学校の全9校で東京都の指定を受けてオリンピック・パラリンピック教育を推進するなど、北区の全校が工夫を凝らして子どもの体力向上に取り組んでいるところです。

東京オリンピック・パラリンピックは、学校体育を見詰め直す絶好の機会でもあります。後世に誇れる有形・無形のレガシーづくりに取り組んでいかなければならないと考えています。

なお、放課後子ども総合プランは、子どもの安全・安心な居場所づくりとともに、体力づくりやさまざまなスポーツに親しむ機会を提供する場としても重要です。さらに家庭や地域の教育力の向上と地域のきずなづくりという観点からも、計画的に推進していくべきものと考えています。

以上、知・徳・体の調和のとれた生きる力に関連づけながら、北区の教育の現状と課題についてご説明をさせていただきました。

結果として雑駁となりましたことをお許しいただきたいと思っております。ありがとうございました。

○政策経営部長

ありがとうございました。



ただいま説明をいただきました内容も含め、意見交換をしたいというふうに思っております。

ご意見等がございましたらお願いしたいと存じます。

初めに、檜垣教育委員長から何かございますでしょうか。お願いいたします。

#### ○檜垣委員長

私としての意見を一言申し述べたいと思います。

昨年1年間、教育委員会におきまして、教育ビジョン2015のさまざまな意見交換や審議が行われました。私といたしましては、大いにこの教育ビジョン2015に賛同し、推進を希望しております。

また、ビジョン編さんにご尽力いただきました教育委員会事務方の皆様に感謝しております。おかげさまで北区の実情を踏まえた三つの視点と重要施策、推進計画ができました。

教育ビジョン2015の計画は、ゼロ歳から生涯学習まで大変多くの計画がございます。ここでは、時間の関係上特に希望することのみを発言させていただきます。

私は、家庭、育児と仕事を両立してきた経験や立場でお話をしたいと思います。

北区の教育ビジョンの取り組み方向6「グローバル社会で活躍する子どもを育てる」は、とても大切な事業であると思います。

東京都北区の子どもたちを取り巻く状況は、日本人の生徒・児童はもとより、多くの国の児童・生徒と共存しております。お互いの文化や価値を尊重しながら協調すること、日本人としての伝統・文化を重んじ、そして自主自立し、行動力と想像力を持って社会に貢献する人材の育成が望まれております。

子どもたち、私たちの身の回りにある玩具、文房具、携帯電話、テレビ、自動車等多くの製品は、国内はもとより、世界各地域に展開する物づくりのグローバル社会でつくられております。学校教育の中でグローバル社会を意識し、学びながら生きるすべを学び育成することは大切な事業であると考えます。

また、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることになりました。義務教育段階からグローバル化に対応した環境づくりを進め、体力の増強や英語教育の充実を構築していくことは大変重要であると考えております。

最後に、地球環境の変動や自然災害に対する安全教育です。

2011年3月の東日本大震災では多くの尊い命が犠牲になりました。心より哀悼の意を表したいと思います。私たちは、自然の教育と学校・地域の防災のあり方を考え直す機会となりました。

子どもたちの命を守ることは保護者の誰もが望んでいることです。重点施策(17)命を守る救える人材の育成は、防災、安全に関して基本的な事項を理解するとともに、みずからの安全を確保するための実践的能力の育成を計画的、継続的に行うことにしています。とても大切な事業であり期待しております。

私の意見としては以上です。ありがとうございました。

#### ○政策経営部長

ありがとうございました。

次に、嶋谷教育委員からお願いいたします。

#### ○嶋谷委員

私は、PTA活動の経験や家庭の主婦という立場からお話をさせていただきたいと思います。

子どもたち一人一人が大きく成長していくことは保護者の誰もが望んでいることです。子どもたちが成長していく上での基本となり出発点となるのは、生活習慣の確立を始めとした家庭の教育力であると思います。

家庭の教育力を向上させるためには、まず保護者の力を高めていく必要がありますので、そのための保護者に向けた支援はとても重要だと考えています。

このような観点から、北区教育ビジョン2015に掲げられております取り組みの方向10「家庭の教育力の向上を支援する」という項目は、非常に大切なことだと私は考えております。

ただし、都市化や核家族化、地域の連帯意識の希薄化が進んでいる現在の社会状況の中では、家庭の教育力を高めていくことは容易ではございません。

それに加えて、昨今の情報化社会におきましては、さまざまな情報が流れていて、情報の取捨選択が難しくなっており、このような状況の中で子育てをしている保護者にとっても同様に、毎日の生活に追われ、ストレスを抱える保護者も多く、中には余裕がなくなっている保護者が多くなってきているように感じております。

そうした保護者の方の中には、なかなか保護者会などに参加できない方も多いのですが、そうした方にPTA研修会や学校での保護者会向け講演会でのお話をいたしますと、そのお話の中から何かに気づき、子どもに関する悩みを解決するヒントや、逆に自分はどうしてよかったのだという自信を持っていただいたこともございました。

こうしたことを通じて感じたことは、親同士が気軽に子どもの学習面や生活面でのお話や相談ができたり、学んだことを伝え合ったりできるような親同士のつながりを強めていけるようにしていくことがとても大切だということです。そうした関係が強くなっていけば、保護者が孤立することなく、子どもの成長に向けた取り組みが大きな効果を発揮していくように感じております。

親と子の関係についても同じだと思います。

私自身の話で恐縮ですが、子どもが小学生のときに家庭学級に参加し、講演していただいた先生のお話を聞かせていただいたのですが、とてもよいお話で、ぜひ子どもたちにも先生のお話を聞かせてあげたいという意見が参加者の方から出されました。その願いがかない、子どもたちを含めて家族全員と一緒に先生のお話を聞くことができ、そのことをきっかけにして家族全員でさまざまなことに対して一緒に向き合い、話しやすくなったことを今でも覚えております。

このように、親と子が一緒に何かに取り組んで親子のきずなを強めていけるような環境や仕組みづくりを進めていくことが大切だと思います。

北区教育ビジョン2015で重点施策として取り上げております家庭教育力向上プログラムという新規事業も、まさに親子のきずなづくりを基本として生活習慣を形成していこうというとても大切な事業だと理解しております。

私は、この事業に大きな期待を寄せているところですが、これまでも国や他の自治体で同じような取り組みがされてきたものの、必ずしも大きな成果が上がっているとは言えない現状もあると伺っております。難しい課題だとは思いますが、この北区の新規事業が全国のモデルとなるような積極的な取り組みをぜひ進めていただきたいと期待をしております。

この事業を始めとして家庭の教育力の向上を図っていくためには、それぞれの家庭の教育力を担う保護者への支援を充実することはもとより、学校教育との連携を強化していくことや、家庭と学校をつなぐPTA活動への支援をさらに進めていくことが必要です。

いずれにいたしましても、家庭教育は全ての教育の出発点であり、保護者が子どもの教育に第一義的責任を有していることから、家庭教育の自主性を尊重しつつ、各家庭における教育の基盤づくりを支援していくことが不可欠だと考えております。

以上です。ありがとうございました。

#### ○政策経営部長

ありがとうございました。

続いて、森岡教育委員からお願いいたします。

#### ○森岡委員

森岡でございます。

私のほうからは、先ほど、内田教育長のほうから、学校教育にかかる現状と課題の説明の中で、教育の目的が人を育てることにあるならば、育てる人の質が問われるのは当然ということで、学校教職員の資質と能力の向上は最大重要な課題の一つであると考えておりますということをお聞きしました。

私が教育委員になったのは、恐らく文化・芸術という分野から、そういう立場から選ばれたのではないかというふうに思っております。

芸術というと、個人の個性が大変重要視されます。この個性というのは、教えるということの難しい問題の、特に学校教育でも難しい問題を生じることになっています。

私は、教育の中ではレッセフェールというんですかね、「なるようになる」では困るということを感じています。

どうしてもアーティストは、個人を尊重するという点から、そちらのほうに行ってしまうんですけれども、やっぱり学校の教育の中では具体的に理解ができるように、教える人に見せることがとても大事だと思っております。

ちょっと余談になってしまうかもしれないんですけれども、そのことを私が一番感じたのは、私自身は、府中の刑務所で絵の指導をさせていただいております。その中で、今は水彩の道具だとか、結構道具を使えるようになったんですけれども、当初は黒のボールペン1本です。中には赤のボールペンが許可されて、その2本を使って描くことができますけれども、その教えることですね。そうすると、大変、受刑者の方と私とが、特に受刑者のほうは疑念を持ったりするんですね。「あの先生、本当は教えることができるのかな」なんていうような形になります。そこで私が気がついたことは、やってみせる。やってみせるということ自分を課しました。木炭でデッサンをしたんですね。そうしたら雰

囲気が変わるんです。本当に変わるんです。

ですから、スポーツでも何でもそうだと思います。先生方がやってみせるということが、早く言えば、具体的に見せることが全ての成果につながるんだなというふうに私は思いました。

そういうことで、教えることに対する責任感というんですか、それがとても大事だと思います。個性、芸術という課題で、人として生きるという大きな目標にそれが役に立つ、そのようになることが私の願っていることなんです。大変難しい課題でありますけれども、ぜひとも、この学校教育にかかる現状と課題のその中での教育の目的ですね。人を育てるならば教職員の質の向上、これが最大の重要な課題の一つであるということは痛切に感じているところであります。

以上でございます。

ちょっと口の足りないところがあると思いますけれども、よろしく願いいたします。

#### ○政策経営部長

ありがとうございました。

次に、森下教育委員からお願いいたします。

#### ○森下委員

森下でございます。よろしくお願いいたします。

私は、長年、北区の小学校に勤務させていただきました。きょうは学校と教育委員会の関係ということで、日ごろ感じておりますこと、また、二つ目に、教育ビジョン2015についての2点から、考えを述べさせていただきますと思います。

日ごろから公立学校は地域の学校である、地域とともに歩み、保護者、地域に育てていただく肝に銘じ、職員とともに子どもたちの幸せをまず第一に願いながら仕事をいたしてまいりました。

現在も、退職後、この子どもの幸せを願い、保護者、教師を応援するという気持ちに変わりはございません。

当時から常に感じておりましたことは、北区の教育委員会の、学校を応援し、教師が仕事しやすいように力を注いでくださること、それは即子どもの幸せにつながるということでした。このことは、現在も区内の小学校の校長先生方、中学の校長先生方が異口同音におっしゃっていることです。

校長会の意見や要望に耳を傾けてもらい、さまざまな課題を共有してもらえる、だから、自分たちも決まったことには精いっぱい力を注ぐことができるんだと言っておられます。

私は、北区のみ36年間の勤務でしたので他区のことにはわかりませんが、北区に転任してこられた先生方は、大変仕事がしやすい、学校の状況をよく理解していただけるなどと話しておられます。

大変前置きが長くなりましたけれども、以上のことは、本日のこの総合教育会議の趣旨に大きく関係すると考えるところです。

先ほどの、学校と教育委員会が、区長さん、つまり首長さんと教育委員会というパイプに置きかわると考えます。両方で北区の教育について、課題や現状、そして方向性な

ど、協議、調整ができ、教育行政がよりよい方向に推進されるということが実現できるからです。

次に、先ほど内田教育長から北区の教育の課題や教育ビジョンについて踏まえたお話がございましたが、私はその中で、特に生きる力の育成の徳育について考えを申し上げたいと思います。

生きる力の育成ということで、徳・知・体、調和のとれた人間性の育成では、私は、やはり心を育てることがすべての基盤になると常々考えております。

取り組みの方向の3番に「豊かな心を育む」という項目がございます。今、大変欠如していると言われております人間関係力、また、コミュニケーション能力を高め、その生きる力を推進していくという点でも、豊かな心の育成は大切です。アンケートにもございましたけれども、保護者が一番期待している学力向上、それらにつきましても、心を育てなければ学力も向上せず、また、体力を高めるということにもつながっていかないというふうに考えます。

先ほどの教育長のお話の徳育の欄にも、それらについての重要性が述べられておりましたけれども、今、東京都で行われております道徳授業地区公開講座にも力を入れて、学校、家庭、地域とともに、この心の育成に推進していかなければならないなと思っております。

今回策定されました教育ビジョン2015には、第1章に位置づけとして書かれておりますが、教育先進都市・北区のさらなる充実、発展を目指すものであり、北区の教育目標を実現するためのものです。北区の教育の振興、推進にかかわるすべての人にとって、この教育ビジョンがバイブルとして常に手元に置き、すべてが教育ビジョンから始まり、教育ビジョンに戻り、PDCAのサイクルで責任を果たすことが大切だと強く思います。

各種の研修会を通して、この教育ビジョン2015を、区内の先生方にも深く理解いただき、学校現場で推進されることが目標達成に欠かせないと考えております。

幸い、北区の学校は非常に熱心で、各学校の育てるべき児童像に迫るために、毎年研究課題を設定し、中でも研究協力校としてその研究発表、成果を発表されております。ぜひ、この成果を1校にとどめることなく、情報の共有化として区内の小中学校が共有しながら児童・生徒を育成することを応援していかなければならないと考えます。

最後になります。区長さんが、この後また大綱を策定されることになりますが、私も先に述べられた3人の皆様と同様、この北区教育ビジョン2015はまさに大綱にふさわしいと考えております。

ありがとうございました。

#### ○政策経営部長

ありがとうございました。

次に、加藤教育委員からお願いいたします。

#### ○加藤委員

それでは、私のほうから少し述べさせていただきたいと思います。

私は現在、自治会長をやっておりますし、また、青少年の地区委員会の会長もさせていただいています。また、過去に体育指導員を18年間経験しておりますので、いろいろなお話の中から、私は、やはり体力づくり、これは生涯を通じた体力づくりというものをぜひ大綱に取り入れてほしいなというふうに思っております。

施設面においては、なかなかお金がかかる部分もありますけれど、現在ある施設を有効に利用しながら、地域の人たちが学校施設あるいは区民の体育施設を使いながら、健康で長生きできる社会づくりの一助となればいいなというふうに考えております。

花川区長さんが、「子育てするなら北区が一番」、「長生きするなら北区が一番」というふうにおっしゃっております。先ほども、人が、そしてまちが、未来が輝くというのは、やはり健康で長生きすることが一番必要であろうというふうに考えております。そういう意味では体力づくり、あるいはスポーツを通して、いろいろなきずなづくりをやっていくことが重要であろうというふうに考えております。

この中に書いてありますけれど、スポーツに関する北区民のアンケート調査報告書というものがあります。スポーツの推進において、地域におけるスポーツ振興のために北区に力を入れてほしいことはというアンケートの中で一番多かったのは、初心者対象のスポーツ教室、行事の開催を望まれているのが最も多いということでもあります。

そこで私が思いますことは、以前、私が体育指導員をやっているころは初心者教室が非常に盛んでありました。現在、スポーツ推進委員制度に変わってからスポーツ推進委員の人たちの、地域から少し目が離れてしまったのかなというようなことを感じていますので、いま一度、そのスポーツ推進委員の人たちが、昔の体育指導員のような形で初心者の先達として、自分がみずから初心者に立ち返って、いろいろなスポーツに親しみ、そしてその体験を地域の人に広げていく。

確か、青少年委員さんは64名いらっしゃると思いますが、スポーツ推進委員は、今50名そこそこではないかなというふうに思いますけれど、何名でしたか。

#### ○スポーツ施策推進担当課長

48名です。

#### ○加藤委員

48名ですね。48名、50を切るというような状況です。

各地区から、19地区ありますけれど、その枠から2名ずつ本来は出していたものが、現在その地区から一人も出てない地域もあるということでは、地域の人たちにスポーツを奨励するのになかなか行き届かない面もあるなと考えていますので、ぜひ、必ずその地域から2名ずつは最低出してください、そこを起点として地区委員会なり、あるいは自治会連合会なり、あるいは町会を通して、いろいろな活動を進める人材になってほしいなというふうに思います。

また、2020年にオリンピック・パラリンピックがあります。やはり、オリンピックというものは、非常に国民の意識の高揚といえますか、それと経済効果も大きなものがありますし、また北区にはナショナルトレーニングセンターをはじめ、障害者の施設としても東京23区内唯一の東京都障害者スポーツセンターもありますので、そういう

ものを大いに活用しながら、区民の意識の高揚、スポーツ、体力づくり、そしてそれが、すなわち健康づくりにつながっていけばいいなというふうに思います。

そういう意味では、つくりました、教育ビジョン2015の施策体系の中で、14番「スポーツの参加機会を拡充する」という、生涯通じた健康体力づくりの推進、そして、身近なスポーツ環境の整備、また、スポーツ活動の充実を図るということで、ナショナルトレーニングセンターなど、関係機関、団体との連携、そして、パラリンピックに向けた障害者スポーツの普及啓発というものを、ぜひ図っていただきたいということで、私も北区の教育ビジョン2015の施策体系を、ぜひ区長さんのほうから大綱のほうにこの部分を入れていただければというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

#### ○政策経営部長

ありがとうございました。

さまざまなご意見いただきましたし、また、大綱につながっていくようなご意見も頂戴したところでございます。

これまでの説明・ご意見を踏まえまして、区長から意見をお願いいたします。

#### ○区長

皆さん、ご意見ありがとうございました。

まず、内田教育長から教育ビジョン2015を踏まえた北区における教育の課題についてお話があったわけであります。また、各委員からは、学校教育、学力の向上、家庭の教育力の向上、生涯学習、中でも文化芸術・スポーツの振興、とりわけ体力づくり、健康づくりなどについて、それぞれご意見がありました。

どの課題、ご意見も、現在の教育を一層充実したものとする上で大切な内容と感じております。

教育長のお話にもありましたが、今年の北区議会第1回定例会で、東京都北区いじめ防止条例について可決をいただき、4月から施行になっておりますが、いじめ根絶のためには、豊かな教育を育むための心の教育や、道徳教育の推進など、学校教育における取り組みとあわせて、家庭、地域、関係機関等との連携も含めた地域全体、まちぐるみでの子育て支援が非常に大切だと感じております。

また、文化芸術活動や生涯スポーツの振興についても、学校教育だけではなくて、地域活動とのつながりといった視点が欠かせないと思っております。コミュニティ施策や子育て施策等との連携が大きな要になってくると認識をしております。

現在も、区長部局、教育委員会といった組織の枠組みにとらわれずに、さまざまな取り組みを行っているところではございますが、一層の円滑な体制づくりを目指すためにも、ここで、子ども家庭部長から教育委員会との連携も含めた、北区の子育て施策の現状について説明を求めたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○政策経営部長

ただいま区長の話にもございましたが、会議事項の(3)になります北区における子

育て施策の課題について、栗原子ども家庭部長より説明をお願いします。

## ○子ども家庭部長

子ども家庭部長の栗原でございます。よろしくお願いいたします。

今、区長からございましたとおり、いわゆる教育委員会との連携という形での子育て支援ですとか、まちぐるみの子育て支援と、いろいろと課題がございます。

今日は、北区におけます子育て施策の課題、教育委員会の連携ということでございますが、課題は多々ある中で、お時間もございますので三点に絞らせていただきまして、述べさせていただきます。

まず一点目でございますけれども、待機児童の発生でございます。

日本が直面いたします大きな課題の一つに、少子高齢化の進行ということがございます。一方、社会問題となってございます保育園の待機児童の発生、これもございまして、少子化と待機児童、この二つは、子どもが少なくなっているのに保育園に入れぬお子さんが増えるという、一見矛盾した話のように聞こえるところでございます。

待機児童の増加につきましては、女性の社会進出、子どもが生まれても働きたいという女性が増えているということも一因ではございます。さらに、北区やその他の特別区が抱える特有の状況、これも大きく影響しているところでございます。つまり、北区を含めまして、ほとんどの特別区ではゼロ歳から5歳の子どもの数がふえているという状況でございます。

資料で2の(3)の、「資料1」と右肩に振った資料をごらんいただきたいと存じます。

資料1の表でございます。この表でございますが、園・保育園歳児別在籍数となってございますけれども、要はゼロ歳から5歳の子がどこの施設に通っているのか、あるいは、在宅なのかがわかる資料ということでございます。

在宅の子どもたちの数字でございます。下から2段目の、「その他サービス利用及び在宅児数」、この数字にほぼ等しいというふうに考えてございます。去年の4月と、その前の5年前の数字とを比較したものの、これがその意味でございます。

上から、数字データが入った3段目、総人口(A)とございます。これが外国人人口も含めた北区に住むゼロ歳から5歳までの総人口でございます。5年前と比較いたしますと1,148人増えてございます。これは、右端のほうにお示ししました対21年、この欄の数字でございます。

施設ごとにこの増減の数字を上から見ていきますと、子どもの増加に対しまして、受け入れてきたのは保育園ということがわかるかと存じます。5年前と比べて1,500人ぐらい在籍する子たちが増えております。

保育所誘致などを行いまして、認可定員を年々増やしてきましたけれども、残念ながら待機児童解消にはまだ至っておりません。ことしの待機児童も昨年よりも増えてしまったというのが実情でございます。

今後も都有地等を活用した保育所誘致や定員拡大、小規模保育所誘致などに努め、待機児童解消を図ってまいりますけれども、去年の10月に区立幼稚園の今後の方向性についてという答申をいただいたところでございます。



区立幼稚園につきましては、幼稚園機能、保育園機能、地域の子育て支援機能、これをあわせもちます認定こども園への移行につきまして、積極的かつ計画的に取り組むべきというふうに答申では出しておりまして、具体的な検討を迅速に進め、なるべく早く実現すべきというふうに考えているところでございます。

次に二点目の課題でございます。

子ども・子育て支援新制度に係る課題ということでございます。

この4月から、子ども・子育て支援新制度、これがスタートいたしました。

そもそも新制度が創設された背景でございますが、急速な少子高齢化の進展や、子ども・子育て支援が質・量ともに不足しているなどの現状の課題がございまして。それらを解決するためには社会全体で子育て支援をしていかなければならないということで、子ども・子育て関連三法が成立いたしまして、新制度が創設されたというような流れでございまして。

新制度のポイントでございまして。資料2ということでお示ししてございますけれども、切り口の仕方によりまして、幾通りかポイントがございまして。

きょうのテーマ、教育委員会との連携という点から整理いたしますと、まず特徴的なのは新制度のもとで認定子ども園、幼稚園、保育所、小規模保育など共通の財政支援の仕組みが構築されたということでございまして。

例えば、従来の私立幼稚園、これは都から私学助成を受けておりましたが、新制度に参入した場合、区から、国、都の負担分を含めました施設型給付という給付を受けるということとなります。区がかかわることがいろいろ出てくることとなります。

財政支援の仕組みでございまして、資料2の3ページでございまして。

施設型給付と地域型保育給付、この二つにわかれてございまして。これは新制度の概要でございまして。

図の上の部分が施設型給付の対象の施設、下の部分が地域型保育給付の対象の施設、これをお示ししてございまして。

北区の保育園につきましては、公立、私立の認可保育所、これはこの新制度に入っております。また、小規模保育所、これは1園、北区にはございまして、地域型保育給付に入りました。認可園とあわせまして、65の施設が新制度に移行したということとなります。保育ママにつきましては基準が合わないことから当面は入りません。

また、8園ございまして認証保育所、それから、2園ある定期利用保育施設、これにつきまして、これは都の制度ということで、都が当面続けるとしておりますので、そのままでございます。ただ、基本的には、保育園につきましては新制度下に移行しているということが言えるかなというふうに思っております。

一方、幼稚園でございまして。公立は新制度に移行するということが想定されておりますので移りました。

22園ある私立幼稚園につきましては、今までの私学助成を引き続き受けるのか、新制度に移行し、施設型給付を使うのか、選択するということとなりまして、認定こども園1園をあわせた2園、これが移りましたけれども、その2園を除いてほとんどが私学助成のもとにとどまったという状況でございまして。

新聞報道などもされましたけれども、幼稚園保育料を決めます基盤となる公定価格、

こちらが国からなかなか示されないということもございました。また、やっと示されたものの、園によっては新制度に移ることによってかなり減収、収入が減ってしまうということもございまして、多くの園が新制度への移行を断念したものというように思っております。

同様の理由によりまして、都内では認定こども園の返上が相次いで起きているという状況にあります。その後、国のほうも公定価格の算出にさまざまな改善を図りました。そういったしましたので、私どもも移行を働きかけていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、三点目の課題ということでございます。放課後子ども総合プランの導入についてでございます。

放課後子どもプランは、今は、放課後子ども総合プランと言いますけれども、小学生の放課後の安全・安心な新たな居場所の確保ということでして、北区では平成24年度から順次、小学校に導入を進めております。今年度、27年度までに15校で実施しております。今後も毎年5校程度ずつ導入を進めまして、平成31年度までに全小学校完了という予定でございます。教育委員会の学校地域連携担当課と私どもの子育て支援課が共同で進めている事業ということでございます。

国の考え方でございますけれども、放課後子ども教室、それから学童クラブ、それから校庭開放、この三つの事業、これを一体的、あるいは連携して実施するものというふうにしております。

北区は国の考え方に上乗せした考え方をとっております。つまり、北区ではこれまで児童館が担ってまいりました小学生の居場所としての児童館機能、これをプランが担うというふうに位置づけております。

児童館利用者の半数以上、これは小学生が占めております。その小学生の新たな居場所、これがプランの実施によりまして小学校内に確保されるということを検討いたしまして、乳幼児親子の居場所機能と子育て支援機能を充実させた、(仮称)子どもセンターという新しい機能を持ったセンター、それから中高生世代の居場所機能を充実させた、(仮称)ティーンズセンター、この二つ、これに児童館を再編するんだということにいたしましたところでございます。

今後、放課後子ども総合プランの導入によりまして、小学生の居場所が確保されるなど、児童館を取り巻く周辺環境が整った児童館から順次移行と統合を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

プランの導入とそれに続く児童館の再編という流れになることから、ある程度その流れに見合っただけで計画的にプランの導入を進めていく必要がございます。

これまで、プランの導入につきましては、余裕教室があり、比較的導入しやすい学校から順次行ってきた状況がありますけれども、放課後子どもプラン未実施校、この中には校内に余裕教室が少なく、配置替えや転用が難しい学校もあるというふうにお聞きしているところでございます。

国では、昨年7月、放課後児童クラブの拡充を踏まえまして、放課後子ども総合プランを策定いたしまして、すべての児童に対する放課後対策の総合的な推進方針を示したところでございます。この中では、平成31年度までに全小学校で放課後児童クラブと

放課後子ども教室を一体的に実施するということを目指して、その推進方法といたしまして、学校教育に支障のない限り、余裕教室や、放課後に一時的に使用されていない教室を徹底的に活用して推進するというふうにしてございます。

区といたしましては、今後も効率的な校舎の活用方法につきまして、学校と十分協議を重ねて余裕教室の活用を図るとともに、学校改築ですとか、リフレッシュ改修などの時期に配慮しつつ、放課後子ども総合プラン、この全校導入を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

雑駁でございますが、私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○政策経営部長

ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○政策経営部長

ありがとうございます。

ないようでしたら本日の会議事項については以上で終わらせていただきたいと思います。存じます。

次に、(4) その他でございます。

まず、事務局から次回の日程等についてお願いします。

○企画課長

事務局でございます。

次回の総合教育会議でございますけれども、7月14日火曜日の、同じく午前11時から、こちらの第2委員会室での開会を予定してございます。

主な内容といたしましては、本日も何回か出てまいりましたけれども、大綱の策定についての具体的な協議というものを予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○政策経営部長

そのほか、委員の皆様方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○政策経営部長

ありがとうございます。

ないようでしたら、花川区長から閉会に当たっての挨拶をお願いいたします。

○区長

皆様ありがとうございました。

本日は、第1回の総合教育会議ということで、顔合わせの意味もございましたが、北区における教育や子育て施策をめぐる課題、区長部局と教育委員会の連携についてなど、委員の皆様からさまざまなご意見をいただき、私も認識を新たにしたところであります。

また、この会議を契機に有機的な関係を築くことで、未来を担う子どもたちの教育をより一層充実できるという予感がしておりますし、そのようにしていかなければならないという思いを強くしたところでございます。

次回は、教育の振興に関する施策の大綱について、皆様と議論を深めてまいりたいと思いますが、先ほど教育長から説明のありました、北区教育ビジョン2015を今年の3月に策定しておりますので、その点も踏まえ、私としましても大綱策定に向けての考えを整理しておきたいと思っております。

本日は大変お忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございました。これを持ちまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○政策経営部長

以上で本日は閉会とさせていただきます。ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。